

販売事業所等の変更の手続き

1 販売所等の変更の届出について

(1) 必要書類等

必 要 書 類	貯蔵施設 変更	貯蔵施設 廃止	賠償保険 変更	その 他
① 液化石油ガス販売所等変更届出書（様式第5）	○	○	○	○
② 液化石油ガス貯蔵施設の位置図（店舗から5km10分以内）	○			
③ 液化石油ガス貯蔵施設の構造図（3 m ³ 以上）	○			
④ 液化石油ガス貯蔵施設の付近状況図	○			
⑤ 法律第11条関係の書面		○		
⑥ 損害賠償支払能力を証する書面			○	
⑦ 事業所の位置図	○		○	○

※ 貯蔵施設の貯蔵能力が3 t 以上の場合は別途許可が必要

※ 他府県に3 t 以上の貯蔵施設を設置した場合は許可書の写しを添付

(2) 申請先

〒602-8570 京都府 府民生活部 災害対策課 産業保安担当
 Ⅸ075-414-4471

(3) 提出部数 2部

(4) 手数料 不要

(5) 返信用封筒 受理書の郵送希望の場合は切手貼付の返信用封筒必要

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

京都府知事 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

㊞

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出
ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関変更届書

年 月 日

京都府知事 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住 所

④

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

◎ 変更事項に応じそれぞれ次の書類を添付すること。

1. 事業所名称

会社登記簿謄本

2. 事務所所在地

会社登記簿謄本

3. 代表者氏名

~~(1) 申請人経歴書~~

(2) 会社登記簿謄本

4. 事業所の長

(1) 委任状

~~(2) 申請人経歴書~~

5. その他

府が必要に応じ求めたもの

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

年 月 日

京都府知事 殿

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名

㊟

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の届出の年月日

2 変更の内容

3 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

業務主任者等選任（解任）届書

年 月 日

京都府知事

殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

印

住 所

1. 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数

名 称

所 在 地

一般消費者等の数

2. 業務主任者又は業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験

	業務主任者	経 験	業務主任者の代理者	経 験
選 任		年 月		年 月
		年 月		年 月
		年 月		年 月
解 任				

3. 選任（解任）の年月日

4. 解任の理由

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
2. 業務主任者又は業務主任者の代理者が第19条第1項又は第21条第1項の規定に該当することを証明(液化石油ガスの販売に関する経験に係るものを除く。)した書面を添付すること
3. ×印の項は記載しないこと
4. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 3 4 (第72条関係)

高圧ガス販売主任者届書	液 石	(選任)	× 整理番号	
		(解任)	× 受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
販売所所在地				
選 任	製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
解 任	製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
選 任	年	月	日	
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名



京都府知事

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。